



広島県報

号 外
第 7 号

発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公安委員会告示

指定講習機関の名称及び代表者の変更の公示
運転免許取得者教育の認定を受けた者の名称及び代表者
の公示

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第4号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関である株式会社東洋ドライビングスクールから次のとおり名称及び代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年1月17日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

1 変更の内容

(1) 名称

新名称 株式会社山陽自動車学校

旧名称 株式会社東洋ドライビングスクール

(2) 代表者

新代表者 高 木 行 夫

旧代表者 横 田 ツルエ

2 変更年月日

平成19年1月1日

広島県公安委員会告示第5号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社東洋ドライビングスクールから次のとおり名称及び代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年1月17日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 変更の内容

(1) 名称

新名称 株式会社山陽自動車学校

旧名称 株式会社東洋ドライビングスクール

(2) 代表者

新代表者 高 木 行 夫

旧代表者 横 田 ツルエ

2 変更年月日

平成19年1月1日